ロ　実施できなかつた重要な中間監査手続及び当該重要な中間監査手続を実施できなかつた事実が影響する事項並びにこれらを踏まえて前項第二号に掲げる意見とした理由

四　第一項第二号イ(2)に掲げる意見が前項第三号に掲げる意見の区分である場合には、中間監査の対象となつた中間財務諸表等が有用な情報を表示していない理由

［項を削る。］

［項を削る。］

［項を削る。］

12　第一項第二号ロに掲げる経営者の責任は、次に掲げる事項について記載するものとする。

一　中間財務諸表等の作成責任は経営者にあること。

二　中間財務諸表等に重要な虚偽の表示がないように内部統制を整備及び運用する責任は経営者にあること。

13　第一項第二号ハに掲げる中間監査を実施した公認会計士又は監査法人の責任は、次に掲げる事項について記載するものとする。

一　中間監査を実施した公認会計士又は監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表等に対する意見を表明することにあること。

二　中間監査が一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して行われた旨

三　中間監査の基準は中間監査を実施した公認会計士又は監査法人に中間財務諸表等には全体として中間財務諸表等の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めていること。

四　中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われていること。

五　中間監査は経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によつて行われた見積りの評価も含め中間財務諸表等の表示を検討していること。

六　中間監査手続の選択及び適用は中間監査を実施した公認会計士又は監査法人の判断によること。

七　中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見を表明するためのものではないこと。

八　中間監査の結果として入手した監査証拠が意見表明の基礎を与える十分かつ適切なものであること。

14　第一項第二号ニに掲げる意見は、次の各号に掲げる意見の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載するものとする。

一　中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見　中間監査の対象となつた中間財務諸表等が、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表等の作成基準に準拠して、当該中間財務諸表等に係る中間会計期間の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示している旨

二　除外事項を付した限定付意見　中間監査の対象となつた中間財務諸表等が、除外事項を除き一般に公正妥当と認められる中間財務諸表等の作成基準に準拠して、当該中間財務諸表等に係る中間会計期間の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示している旨並びに除外事項及び当該除外事項が当該中間財務諸表等に与えている影響又は実施できなかつた重要な中間監査手続及び当該事実が影響する事項

三　中間財務諸表等が有用な情報を表示していない旨の意見　中間監査の対象となつた中間財務諸表等が有用な情報を表示していない旨及びその理由